第３１回
中国矯正管区教誨師研修会
記　録



主　　催
公益財団法人全国教誨師連盟
中国矯正管区教誨師連盟
広島県教誨師会



第３１回
中国矯正管区教誨師研修会





第３１回中国矯正管区教誨師研修会要綱

１　名　　称　　第３１回中国矯正管区教誨師研修会

２　テ　ー　マ　　主題：アップデートする教誨
副題：新たな時代に即した活動

３　目　　的　　刑法等の一部改正により、矯正施設の処遇は大きく変革し、これまで以上に教育や指導の充実・向上が必要となる中、教誨師においても、旧態依然のやり方を見直す必要があり、現代に即した人間形成や、改善更生を促すための研鑽を積み、教誨活動の充実を図ることを目的とする。

４　主　　催　　公益財団法人全国教誨師連盟
中国矯正管区教誨師連盟
広　島　県　教　誨　師　会

５　会　　期　　令和７年７月１日（火）

６　会　　場　　リーガロイヤルホテル広島（４階ロイヤルホール）
住所　広島県広島市中区基町６－７８
電話　（０８２）２２８－５９５９

７　参　加　者　　中国矯正管区教誨師連盟所属教誨師　　７４名
矯正施設等関係職員　　４８名
来賓　　３名

第３１回中国矯正管区教誨師研修会日程

１　理　事　会	１１：３０～１２：３０（４階松の間）
２　受　　付	１２：００～１３：００（４階ロイヤルホール）
３　式　　典	１３：００～１３：４０
（１）開会の辞	広島県教誨師会会長
（２）君　が　代	
（３）黙　と　う	物故会員に対して
（４）式　　辞	中国矯正管区教誨師連盟会長
（５）メッセージ	全国教誨師連盟総裁
（６）挨　　拶	中国矯正管区長
（７）表　　彰	中国矯正管区長
（８）謝　　辞	被表彰者代表
（９）祝　　辞	法務省矯正局長
	公益財団法人矯正協会会長
(10) 祝電披露	

４　研　修　会

（１）基調講演　　１３：５０～１４：５０

演題：新しい刑務所の在り方
～アップデートする刑務所・刑務官～

講師：広島刑務所矯正処遇部長

山　下　博　也

（２）記念講演　　１５：００～１６：２０

演題：出会いで未来が変わる・変えられる。
～救えたはずの命から託された願い～

講師：スクールカウンセラー（元福岡県警察官）

安　永　智　美

５　閉　会　式	１６：２０～１６：３０
（１）次期開催県会長挨拶	岡山県教誨師会会長
（２）閉　会　の　辞	広島県教誨師会副会長

開　会　の　辞

大会委員長　広島県教誨師会会長　日　下　正　実



本日ここに、第３１回中国矯正管区教誨師研修会を開催するに当たりまして、当番県会長として一言挨拶を申し上げます。

はじめに、本日この研修会に当たり、公益財団法人全国教誨師連盟理事長竹岡郁雄様、中国矯正管区教誨師連盟会長吉木祥徳様、中国矯正管区長八代宏幸様、中国矯正管区矯正施設の所長様を始め、関係職員の皆様の御臨席を賜り、かくも盛大に開催できますこと、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、各所から御参加くださいました教誨師の先生方にも厚く御礼を申

し上げます。

さて、本年６月から、従来の「懲役刑」及び「禁錮刑」が廃止され、新たに創設された「拘禁刑」が施行となりました。

刑罰の改正は明治以来となり、矯正施設においては新しい運営が始まっていると伺っております。

この大きな変革期、我々教誨師も旧態依然のやり方を見直し、アップデートする必要があります。

皆様が培ってこられた宗教家としてのアプローチを維持しつつも、時代に即した、被収容者の個々の特性に応じた働き掛けを行い改善更生し社会復帰をさせることを目指す必要があると感じております。

本研修会は、基調講演では、広島刑務所矯正処遇部長山下様から、我々と同じく「アップデートする刑務所・刑務官」の講演があります。

共にアップデートする点から通じるものが得られることでしょう。

記念講演では、長年、少年問題に取り組まれている安永様から「出会いで未来が変わる・変えられる」の講演があります。

我々の矯正施設での被収容者との出会いに置き換えて、得られるものも多いにあるでしょう。

今一度、皆様においては本研修会の主題「アップデートする教誨」副題「新たな時代に即した活動」を念頭におかれ、本研修会が皆様の見識を一

層深める場となり、実り豊かなものになりますよう祈念します。

最後になりましたが、中国矯正管区関係職員、また研修会事務局であります広島刑務所職員の皆様に、大変ご苦労をお掛けしまして、研修会準備を進めていただきましたことを感謝申し上げます。

そして本日、この研修会進行を、教誨師の皆様に引き受けていただき、温かい御理解、御協力のおかげにより、今研修会の開催に至ることができましたことを深く御礼申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

式　　辞

中国矯正管区教誨師連盟会長　吉　木　祥　徳



本日ここに、第３１回中国矯正管区教誨師研修会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに、本日御臨席いただきました、来賓各位並びに施設長を始めとする矯正施設関係職員の皆様には、平素から教誨活動と当教誨師連盟の運営につきまして、温かい御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、教誨師の皆様には、多忙な御本務の中、矯正施設の被収容者のために教誨活動を続けておられることに深く敬意を表する次第であります。

さて、刑事施設においては、本年６月１日から拘禁刑が施行され、受刑者

の再犯防止、改善更生に向け、個々の特性に応じた様々な取組が行われていることと聞き及んでおります。

このような状況の中、私たち教誨師においても教誨活動の内容の充実を図り、被収容者・在院者が抱えている問題や悩み、希望に応え、心情の安定を図るとともに、再び罪を犯さないよう導き、未来を明るくしていく力となるよう努めることは私たちの役目でもり、昨今の社会情勢も考慮しつつ、近代教誨１５０年の歴史と伝統を踏まえ、日々変化し続ける社会情勢に即応した教誨活動を進めることが肝要であります。

本研修会は、「アップデートする教誨」という主題の下に、「新たな時代に即した活動」という副題を掲げ、広島刑務所の山下矯正処遇部長とスクールカウンセラーの安永様にそれぞれ御講演をお願いいたしております。これらの御講演はいずれも先ほど申し上げた我々の使命を果たす上で有用なものでありますので、どうか皆様方の実体験と重ね合わせて御理解して頂き、本研修会を実り豊かなものとして頂くようにお願いいたします。

おわりに、本研修会の開催に当たり御支援をいただきました関係機関の皆様に対しまして、改めて御礼を申し上げますとともに、本研修会の準備並びに運営に御尽力いただきました広島刑務所長を始めとする関係職員の皆様方、また、広島県教誨師会の皆様に対しまして、心からの謝意を表しまして、私の式辞とさせていただきます。

メッセージ

公益財団法人全国教誨師連盟総裁　大　谷　光　淳



代読　公益財団法人教誨師連盟理事長　竹岡　郁雄

本日ここに「第３１回中国矯正管区教誨師研修会」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに昨年１月１日に発生した「令和６年能登半島地震」、昨年９月の「大雨災害」において、犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

１日も早く生活を再建され、平穏な日常に戻られますことを願っております。

このたび表彰をお受けになる皆様に心からお祝い申し上げますとともに、長年にわたる御尽力に対し、感謝と敬意を表します。

平素から宗教教誨活動に対しまして、深い御理解と暖かい御支援を賜っております御来賓の皆様方、並びに当連盟の運営に御支援、御協力を頂いております矯正関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

ロシア連邦のウクライナ侵攻、イスラエルのパレスチナガザ地区への侵攻は未だに終わらず、子供を含めた多くの民間人が犠牲になっています。一刻も早く、平和的な解決がなされ、ウクライナ・パレスチナガザ地区に再び平和が訪れることを願ってやみません。

さて、矯正施設の収容人員は全体的に漸減傾向にありますが、少年院在院者や未決拘禁者は増加傾向にあります。個々の特徴としては、高齢受刑者の割合が増加傾向にあります。薬物乱用等による精神障害を有する者、外国人被収容者、発達障害や虐待された経験者を持つ在院者といった、処遇に特別な配慮を要する多様化した被収容者が益々増加し、特性に応じた処遇を行う施設職員の皆様の御苦労は計り知れないと考えています。

施設では認知行動療法など科学的根拠に基づくプログラムで改善指導が行われ成果を上げています。そこに宗教的根拠に基づく教誨を行うことで、頭と心に対する働き掛けによって人は救われ、更生復帰を果たすことができるのではないでしょうか。

最近の矯正と教誨師をめぐる状況を概観いたしますと、教誨師は不適正処遇早期発見のための協力を求められています。また、犯罪被害者等心情聴取伝達制度では、実施する矯正職員のメンタルケアへの協力を求められています。

さらに、昨今始まった、「対話」という改善指導への教誨師の参加を促されています。矯正施設からの協力要請に対しては、出来る限り対応しなければなりません。

本年６月１日から拘禁刑が施行され、矯正施設における矯正処遇をめぐる環境が大きく変化しました。

しかし、教誨師の責務の重要性が変わることはありません。そしてその責務を遂行するためには、教誨の歴史と伝統を踏まえ、日々変化し続ける社会状況に即応した教誨活動を進めることが肝要です。これからの時代における教誨活動の意義と役割を再発見することが求められていると考えられます。

今研修会はそのような視点から全国の統一テーマ「アップデートする教誨」サブテーマ「新たな時代に即した活動」として実施されますことは、誠に時宜を得たものであります。

この度の研修会がまさに「アップデートする教誨」の起点となる実り多きものになることを期待します。

本研修会に参加いただきました教誨師の皆様に心より感謝申し上げます。また、今回のテーマ「新たな時代に即した活動」の趣旨を理解され自らの見識をより高めるとともに、今後の教誨活動へ新たに期待される事柄を見出すことに配意して頂きますようお願い申し上げます。

矯正関係職員の皆様には、これまでの御協力に関して申し上げますとともに、どうか今後の教誨活動の充実のためにも引き続きお力を添えていただければと願っております。

最後にお集まりの皆様方には、くれぐれも御自愛に努められ、御健勝に過ごされるように念じ上げ私の御挨拶と致します。

挨　　拶

中国矯正管区長　八　代　宏　幸



本日ここに、第３１回中国矯正管区教誨師研修会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに、皆様方におかれましては、管内矯正施設における被収容者の改善更生と円滑な社会復帰のために、平素から献身的な御活動をいただいておりますことに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、刑事施設におきましては、本年６月１日から拘禁刑が施行されて

おりますが、懲役刑、禁錮刑から拘禁刑への改正は明治以来の大改正であり、拘禁刑下においては、個々の受刑者に応じた改善指導や外部関係機関と連携した社会復帰支援など、これまで以上にきめ細かい矯正処遇が求められているところです。

このような中、昨今の犯罪情勢を見ますと、世間の耳目を集める犯罪としていわゆる特殊詐欺やＳＮＳを介した闇バイトによる強盗事件などが頻発し、これらの犯罪においては、少年や若年者が実行犯として検挙される事例も多く、こうした被収容者に対する改善更生や社会復帰に関する働き掛けをより一層充実させることが必要不可欠であります。被収容者の抱える課題やその背景が多様化している中で、皆様方の従前からの活動は、被収容者が自ら犯した罪と向き合い、真の更生を果たすために今後も一層大きな役割を果たしていくものと考えられますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、各施設において御活躍いただいている教誨師の皆様が一同に会し、「アップデートする教誨」というテーマの下、有意義な研修会が行われると伺っております。今後の皆様方の教誨活動の充実と発展のために実り多きものとなりますことを心から願っております。

結びに、中国矯正管区教誨師連盟の益々の御発展と、御列席の皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

表　　彰

中国矯正管区長表彰（敬称略）



鳥取刑務所所属	上杉正之
松江刑務所所属	山本雄正
島根あさひ社会復帰促進センター所属	堀江禎正
岡山刑務所所属	小林　栄
山口刑務所所属	藤井美雄
岩国刑務所所属	松田修三
美祢社会復帰促進センター所属	河谷正也
広島刑務所所属	神田道明

謝　　辞

広島刑務所所属　教誨師　神 田 道 明



受賞者を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。

このたび、私ども８名、表彰の栄に浴し、本日、広島におきまして、御来賓の方々及び関係の皆様方の、御臨席を頂いて、式典を催して頂きましたことは、身に余る光栄であり、心から感謝申し上げます。

この賞に恥じぬよう、今後の様々な宗教教誨活動の場におきまして、常に努力しながら、被収容者の更生と社会復帰のために、微力ではございますが、尽力させて頂きます。

今後とも、皆様方の変わらぬ御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼の言葉とさせて頂きます。

祝　　辞

法務省矯正局長　小　山　定　明



代読　広島刑務所長　庄内谷　三紀

第３１回中国矯正管区教誨師研修会が開催されるに当たりまして、一言御祝いを申し上げます。

教誨師の皆様方には、平素から、矯正施設における被収容者の信教の自由を保障するとともに、その改善更生のため、献身的に御尽力いただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、刑事施設におきましては、本年６月１日をもって、拘禁刑を新た

に導入する改正刑法等が施行され、その一歩を踏み出しました。

拘禁刑創設の趣旨は、受刑者の特性に応じた処遇を実施し、その改善更生を図り、再犯防止を推進することであり、当局においては、この趣旨を踏まえ、刑事施設における受刑者の集団編成を見直し、高齢や障害などといった特性等に応じた基本的な処遇類型である矯正処遇課程を２４種類設け、きめ細かい矯正処遇を行っていくこととしました。これに加えて、作業の再構築、改善指導・教科指導の充実、外部の関係機関等と連携した社会復帰支援等、新たな施策を多岐にわたって実施していきます。

これらの取組を進めるに当たっては、効果的に矯正処遇等を実施するための組織体制の見直し、職員の意識改革なども併せて行ってきたところであり、その安定的な定着には、時間を要するものと考えていますが、矯正施設においては、こうした法改正に期待する社会からの要請にしっかりと応え、新たな被害者が生まれることを防止し、安全・安心な社会の実現のため、引き続き、受刑者の改善更生や社会復帰に向けて、一層効果的な被収容者処遇を実現する責務があり、これらの取組をしっかりと進めてまいります。

また、少年院におきましては、本年６月で新たな少年院法が施行されてから１０年を迎え、併せて、特定少年の特例が設けられてから３年が経過しました。これまで蓄積してきたノウハウを踏まえながら、時代のニーズに応じた矯正教育・社会復帰支援を進めてまいります。

拘禁刑の導入を始めとする新たな取組は開始されましたが、皆様に御協力いただきたいことの本質は変わるものではなく、矯正施設の身近な民間協力者である教誨師の皆様方の御活動が必要不可欠であることに変わりはありません。

皆様の豊富な御経験、高い見識に基づく活動は、被収容者が自らの犯した罪や被害者に対する慰謝に向き合い、真の更生を果たすために欠くことのできない、極めて重要な取組です。

引き続き、皆様方の御協力を得ながら、矯正施設における被収容者処遇の充実を図ってまいりますので、今後とも、変わらぬ御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本日ここにお集まりの皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、私の祝辞といたします。

祝　　辞

公益財団法人矯正協会会長　藤　本　哲　也



代読　広島少年院長　小山　浩紀

本日ここに、第３１回中国矯正管区教誨師研修会が開催されるに当たりまして、一言御祝いを申し述べます。

最初に、中国矯正管区教誨師連盟所属の教誨師の皆様におかれましては、日々、矯正施設における宗教教誨に情熱を傾けられ、被収容者の更生と社会復帰に多大な貢献をされておりますことに、深く敬意を表する次第であります。

また、ただいま中国矯正管区長から表彰を受けられました皆様は、多年にわたり、矯正の活動に御理解を示され、温かい人間愛をもって、矯正施

設の被収容者に接し、円滑な社会復帰のため教誨活動に御尽力されたものと承知しており、心からお祝いを申し上げます。

さて、本日は、各施設において御活躍いただいている教誨師の方々が一堂に会し、「アップデートする教誨」を主題とし、そして「新たな時代に即した活動」を副題に掲げて研修会が実施されると伺っており、誠に意義深いものと存じます。

今日の矯正施設においては、本年６月１日から拘禁刑が施行され、個々の受刑者の特性に応じた柔軟かつ適切な処遇の実施が図られるとともに、刑務所出所者等の再犯防止施策が強く求められるところ、被収容者に対する教誨活動への期待は、一層大きくなっているものと承知しておりますので、本研修会が今後の教誨活動の指針となり、実りあるものとなることを祈念いたしております。

私ども矯正協会は、矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、犯罪及び非行の防止に寄与する事業を行っております。このような立場にある我々としましても、宗教教誨を通じ、矯正活動に協力されている教誨師の皆様に深く感謝申し上げるとともに、引き続き全国教誨師連盟共々、矯正行政の支援に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、中国矯正管区教誨師連盟のますますの御発展と、御列席の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

祝　　電



「第３１回中国矯正管区教誨師研修会の御盛会を祝し、貴連盟のますますの御発展をお祈り申し上げます。」

天台宗宗務総長	細野舜海
天台宗教誨師会会長	吉田実盛
公益財団法人矯正協会会長	藤本哲也
北海道矯正管区教誨師連盟会長	柏川法潤
東北矯正管区教誨師連盟会長	菊池了邦
関東矯正管区教誨師連盟会長	川上宗勇
中部矯正管区教誨師連盟会長	槇　　研治
近畿矯正管区教誨師連盟会長	和田宏之
四国矯正管区教誨師連盟会長	田村正教
九州矯正管区教誨師連盟会長	髙原眞見
中国矯正管区管内篤志面接委員協議会会長	岩見屋　　健

基　調　講　演

広島刑務所　矯正処遇部長　山　下　博　也



ただいまご紹介にあずかりました。広島刑務所矯正処遇部長の山下博也と申します。本日は、第３１回中国矯正管区教誨師研修会の開催、おめでとうございます。また、基調講演にお招きいただき、ありがとうございます。

さて、本件研修会のテーマの主題が「アップデートする教誨」、副題が「新たな時代に即した活動」とのことでしたので、私の基調講演の演題を「新しい刑務所の在り方」、副題として「アップデートする刑務所・刑務官」とさせていただきまして、懲役刑から拘禁刑へ移行する新しい時代の刑務所・刑務官の在り方と現状についてお話させていただければと思います。

これから１時間よろしくお願いします。

ここからは座って話させていただきます。失礼します。



それでは本日のお話は、次の順番でお話させていただきます。

まずは、簡単に自己紹介させていただきます、私は大学卒業後、某自動車メーカーで勤務した後、２８歳の時に三重刑務所に看守として採用されました。その後、平成１５年、名古屋刑務所処遇部門の主任矯正処遇官に任官し、３年間勤務しました。当時は、名古屋刑務所の受刑者死傷事案発生後でしたので、とても大変な思いを

したと記憶しておりますが、そこで得た知識と経験はその後の刑務官人生を大きく左右するものとなりました。

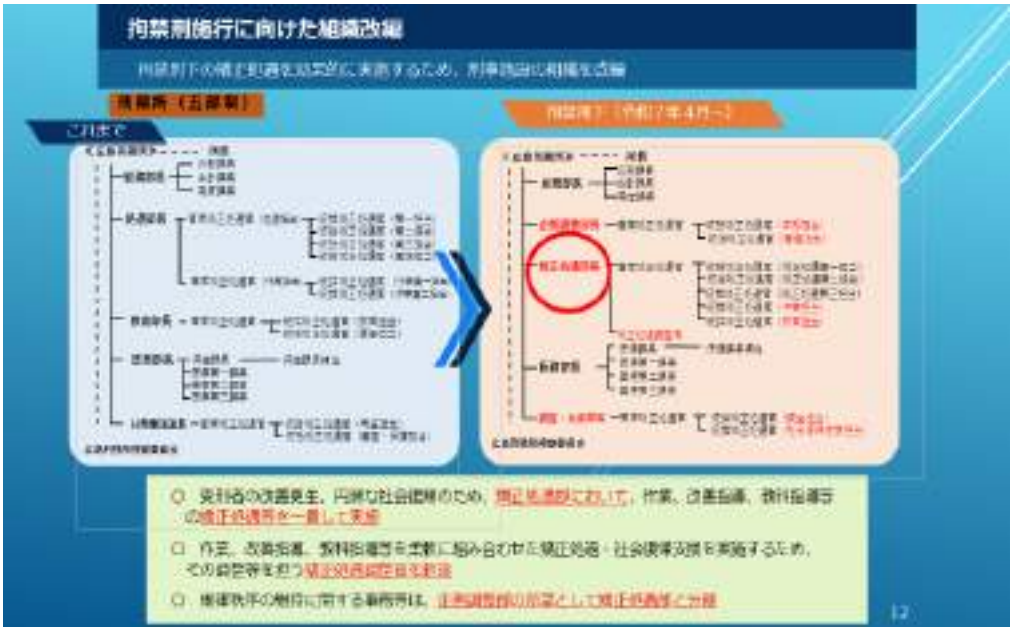
その後は、今でいう関東矯正管区管内、四国矯正管区管内、東北矯正管区管内の刑事施設と関東矯正管区で勤務しましたが、もっぱら被収容者処遇に関わる業務に就いていました。

広島刑務所には、令和５年に着任し、現在の調査・支援部長として勤務し、本年４月から現在の職にあります。

ここで、矯正処遇部長という役職について説明するとともに、本年４月１日付けで組織改編されましたので、こちらと併せてお話しさせていただきます。

まず、こちらは、広島刑務所の組織図です。

当所は、いわゆる五部制と呼ばれる組織で、所長の下に５人の部長が配置されています。



向かって左側は、本年３月３１日までの組織図です。上から総務部長、処遇部長、教育部長、医務部長、分類審議室長となっております。

続いて向かって右側は、本年４月１日に組織改編された後の組織図です。

総務部長、医務部長は名称も所管事務も変更はありません。分類審議室長は名称が調査・支援部長となりました。

私の役職である矯正処遇部長は、以前の処遇部長と教育部長を足して、施設の規律秩序を維持することを担当する警備などを除いたものが所管業務となります。

警備等を担当するのは、企画調整部長となりました。

なので、矯正処遇部の業務は、作業、改善指導、教科指導、その他の受刑者処遇全般を担当し、企画調整部や調査・支援部と連携しながら業務を行う部署なのです。

このグラフは、刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移を表したものです。

赤い棒グラフは再犯者の人数を、青い棒グラフは初犯者の人数を、そして、黄色の折れ線グラフは再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）を表しています。検挙人員が減少していますが、再犯者率が高止まりしており、令和５年度は４７．０％と約半数が再犯者ということになります。



次のグラフは、入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移を表したものです。

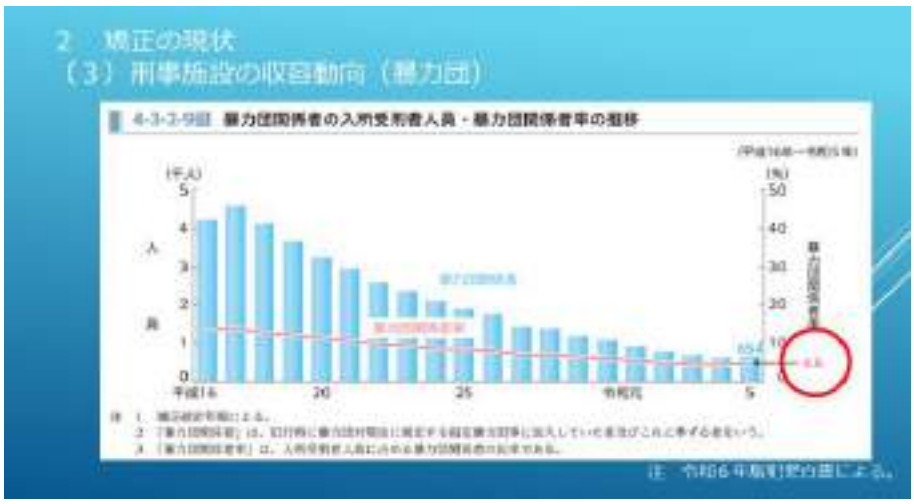
ここで言う高齢者は６５歳以上の者を指しており、下段、色で言うとグレーと薄い青色の棒グラフを足したものが、６５歳以上となっています。そして、オレンジ色の折れ線グラフが高齢者率（入所受刑者に占める高齢者の比率）を表しています。右肩上がりで高齢者率が上昇し、令和５年度は１４．３パーセントとなっています。



このグラフは、暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移を表したものです。

青い棒グラフが暴力団関係者の人員、赤い折れ線グラフが暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率）の推移（最近２０年）です。

こちらは右肩下がりで暴力団関係者の人員は減少し、暴力団関係者率も低下しています。令和５年度は４．６％でした。



こちらは、令和５年に精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員と割合を表したものです。

実に刑務所に収容されている人の２割に何らかの精神的な障害を有していることになります。



このグラフは、出所受刑者の出所事由別再入率の推移を表したものです。

向かって左側の①は、２年以内再入率、つまり、各年に出所した受刑者が出所した年を１年として２年目の年末までに再入所した割合を表しています。そして、右側の②は、５年以内再入率、つまり、各年に出所した受刑者が、出所した年を１年目として５年目の年末までに再入所した割合の推移を表したものです。



双方とも赤色の折れ線グラフは満期釈放の割合、青色の折れ線グラフは仮釈放者の割合を表しています。

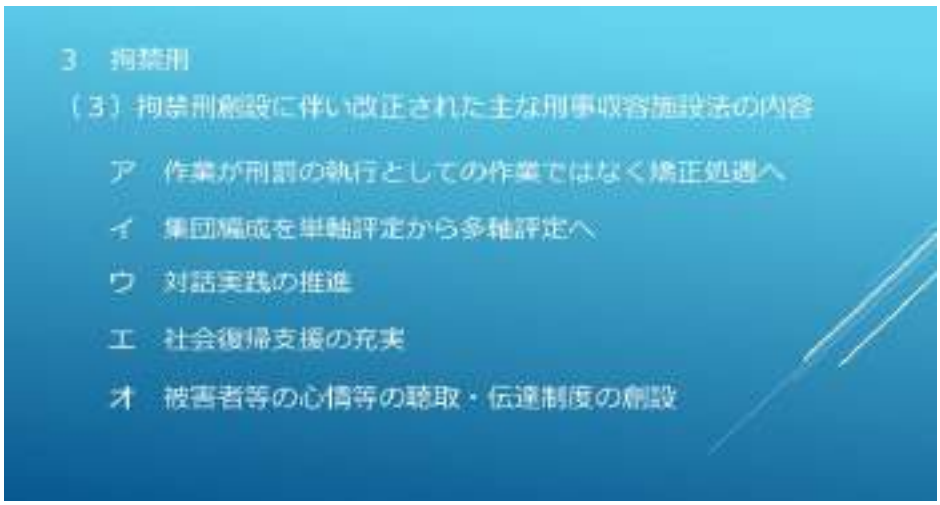
いずれも低下傾向にありますが、赤色の折れ線グラフである満期釈放等の出所受刑者の再入率が青色の折れ線グラフの仮釈放の出所受刑者の再入率よりも顕著に高い水準で推移しており、満期釈放者対策の必要性が高いことが示されています。

これらの現状をまとめると、現在、犯罪の検挙人員、刑事施設の収容人員が減少しているものの次の問題が認められます。

１つ目、暴力団員のような反社会勢力に属した受刑者が減少している一方、高齢者、心身の疾患を有する受刑者の割合が増えている。

２つ目、再犯者が再犯する割合が高止まりしている。

３つ目、満期釈放者の再犯率が高い。
今まで矯正の現状についてお話ししてきました。この現状のもと、本年６月１日から懲役刑、禁錮刑が廃止されて、拘禁刑という刑罰が創設されることになりました。皆さんもテレビや新聞等で見聞きされていると思います。
これから、拘禁刑が創設されるに至った経緯、受刑者処遇の主な変更点等について簡単にお話しさせていただきます。
なお、現在のところ、広島刑務所には拘禁刑受刑者は在所しておりません
刑事施設としては、刑法等の一部が改正されたことに伴い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）等も改正され、現在の時代に合った受刑者処遇に一層充実したものに変わっていますが、刑務所では以前から作業に加え、改善指導、教科指導を実施しており、単なる刑罰の執行場所だけではありませんでした。そういう意味では、今回、刑法が刑事収容施設法に追いついたというのが、私の印象です。
そこで、法改正の背景事情についてお話しさせていただきます。
少し前の話になりますが、「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成２７年法律第４３号）により、選挙権の年齢が１８歳に引き下げられたのはご存じのことと思います。その中で少年法の（昭和２３年法律第１６８号）の適用年齢や民法上の成年年齢についても検討することが求められていました。
一方、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成２８年法律第１０４号）では、検挙人員に占める再犯者の割合が上昇し、「再犯防止」が大きな課題となっている状況を踏まえ、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として提案され、同法に基づき、平成２９年１２月に再犯防止推進計画（第一次）が閣議決定されました。
公職選挙法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第４３号）により、選挙年齢を満１８歳に引き下げ、少年法の適用年齢、民法上の成年年齢の検討がなされるようになり、法務省においては、少年法の適用対象年齢の在り方と非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について検討するため、平成２９年２月、法務大臣から法制審議会に調査審議を求める諮問（諮問第１０３号）が行われ、その答申として、１つ目は１８歳及び１９歳の者について、１８歳未満の者とも２０歳以上の者とも異なる取扱いとすること、２つ目は犯罪者に対する処遇を一層充実させるための制度及び施策として自由刑の単一化を図ること、３つ目は刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備等を推進すべきとされました。



そのような事情から拘禁刑が創設され、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律についても、大きくこの５点が改正されました。

アの作業についてですが、刑務所で行っている作業が刑罰としてではなく、受刑者の「改善更生を図るために必要な作業を行わせることができる。」と矯正処遇としての作業とされました。

最近、拘禁刑では「作業は受刑者の任意」ですか？と尋ねられることもありますが、そのようなことは無く、刑事施設の長が当該受刑者には作業が矯正処遇上必要であると判断して指定した場合は、作業は義務となります。一方、作業よりも改善指導、教科指導、社会復帰支援を優先的に実施した方が当該受刑者の社会復帰を円滑に行えると判断されれば、作業時間を減らしてそれら指導を行うことができるようになり、個々の受刑者の特性に応じた矯正処遇が柔軟にできるようになったもので、受刑者の希望で一切作業を行わなくてもよくなった訳でありません。

従来作業については、「生産作業」や「自営作業」、「社会貢献作業」、「職業訓練」といった作業の形態により作業を分けていましたが、拘禁刑下の作業では、生産作業と自営作業を「基礎的作業」として、作業を自律性の度合い、集団の中での役割、責任の軽重等によって、三段階（作業区分）に区分し、その区分に応じて設定された目標に向け、職業上の基礎的能力を身に付けていくことになります。

また、それとは別に特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に「機能別作業」が実施されています。

機能別作業には、「コミュニケーション能力等向上作業」や「機能向上作業」があり、広島刑務所でも実施しております。

コミュニケーション能力等向上作業は、職業訓練受講対象者に出所後の就労や就労の定着のために必要とされるコミュニケーション能力や課題解決能力等の向上を図ることを目的として実施しています。

「機能向上作業」は、高齢又は心身の疾患や障害のため、認知機能又は身体機能の低下が認められるなど、一般的な生産作業への就業が困難と認められる者に対して、作業療法士等による定期的な助言や指導を受けながら、社会復帰に向けて認知機能及び身体機能の維持、自己肯定感の向上を図って、段階的に一般的な作業へ移行できるように指導しています。後ほどお話しする矯正処遇課程の内の主に高齢福祉課程（ＤＳ）及び福祉的支援課程（ＤＨ）の者に実施しています。ここで自己肯定感が上がり、昼夜居室処遇から一般的な作業を行っている工場で就業する集団処遇へ移行した者が複数おり

ます。



こちらは広島刑務所で行っている、機能向上作業の一環として、「認知機能」を強化する目的で、折り紙を折っているものです。また、下段は通称コグトレと呼ばれるトレーニングを行っている写真です。

認知機能と聞くと、高齢者をイメージされるかもしれませんが、このコグトレは、近年、小学校等の教育領域にも広まっている取組であり、年齢に関係なく取り組める特徴があります。

写真は、コグトレの一つでもある、棒状の新聞を互いに投げ合っている場面です。「投げる」動きの中には、相手の立ち位置、距離感、取り方の癖等様々な情報を処理しなければならず、同時に「キャッチ」するために、棒を見る視覚、取る身体感覚等を使わなければなりません。マルチタスクを同時にこなすこれらの動きを繰り返し行うことで、楽しみながら認知機能を鍛えることを目指しています。

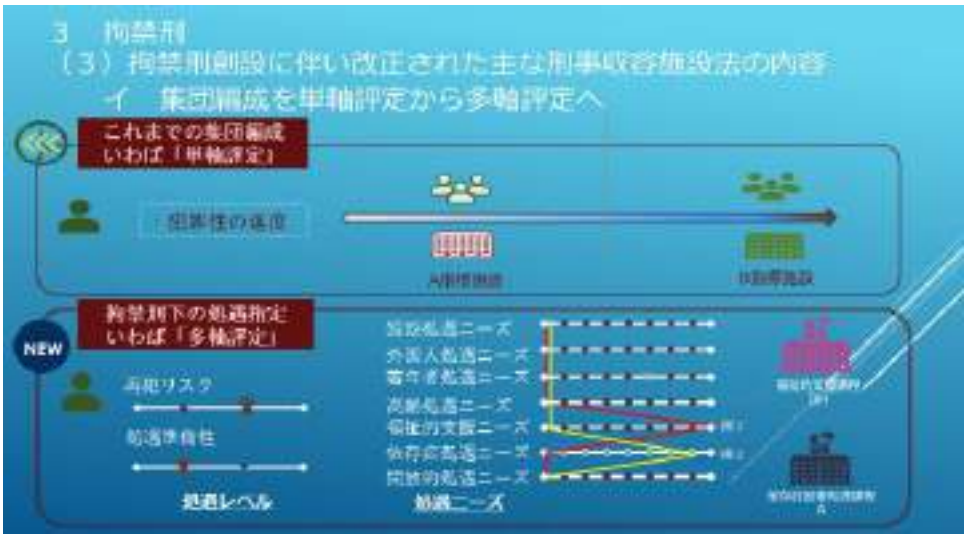
次にこちらの写真は、広島菜等の葉物野菜を栽培する、農作業を通じた機能向上作業です。

対象受刑者は、心身等に障害を有する者、出所後に福祉的支援が必要な者、作業拒否を頻回する者等です。

これらの者に対して、就農に必要な技能等を習得させるために、農福連携事業者等から助言等を受けつつ、農園芸作業等を行い、年間を通じて就農指導等を継続して農福連携を視野に入れた就農の実現を図るものです。

現在、ここで作業をしていた１名が農業事業者からの在所中の内定をいただいています。

２つ目のイは、これまでの集団編成の手法は、犯罪傾向が進んでいるか否か、初犯であるか累犯であるかによって集団編成されていました。いわゆるＡとかＢと呼んでいるものです。



これからは、再犯リスク、処遇準備性から判定される処遇レベルと当該受刑者の処遇ニーズを踏まえて、矯正処遇課程を定め、その矯正処遇課程が実施されている施設へ移送されることになりました。

○　処遇レベル＝再犯リスク×処遇準備性の２軸で判定（４分類）

	再犯リスク	処遇準備性
レベル１	比較的低い	高い
レベル２	比較的低い	中程度／低い
レベル３	比較的高い	高い／中程度
レベル４	比較的高い	低い

※　処遇準備性とは矯正処遇に取り組む態度や改善更生に向けた心構えの程度

こちらが先ほどお話した矯正処遇課程です。

全部で２４課程あり、広島刑務所ではこのうち１１課程が設定されています。



特徴としては、認知症・身体障害により自立した生活を営むのが困難な７０歳以上の者が高齢福祉課程（ＤＳ課程）、知的・発達障害のある者が福祉的支援課程（知的・発達障害）（ＤＨ課程）、精神上の障害・疾患がある者が福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）（ＤＭ課程）、薬物依存からの回復に必要な矯正処遇を重点的に行う必要があ

る者が依存症回復処遇課程（Ａ課程）等、新たに設定されました。
　刑が確定した受刑者は、左上のＤ課程から始まりどの矯正処遇課程に指定するのが相当かを判定していきます。
　広島刑務所に収容される受刑者の割合でいくと、おおよそＧ３課程が６割強、ＤＳ・ＤＨ課程が約２割、Ａ課程が１割弱です。
　作業と指導・社会復帰支援の割合は、矯正処遇課程ごとに異なり、例えば高齢福祉課程（ＤＳ）では、作業と指導・社会復帰支援の割合を５：５とされており、依存症回復処遇課程では７：３、広島刑務所で一番多い一般処遇課程（Ｇ３）では、８：２となっています。
　特にＡ課程では、工場で就業するすべてがＡ課程を指定された者で構成され、薬物依存からの回復という共通の目的を持った者同士が体験の共有や分かち合いを通して、相互支援的に薬物依存の背景にある根本的な問題に向き合い、回復に向けて自発的に行動ができるようにすることを処遇の理念とします。
　その工場は、常時２０名程度の集団として、一般社会に近い作業環境を構築して、職員と受刑者、受刑者相互で作業に必要な会話やミーティングを実施したり、改善指導を受けた受刑者の中から指導補助者を選定して、改善指導に当たらせることなども想定されています。

　ウの「対話実践」の推進についてです。
　受刑者が自身のことを語ることをもって、自身の状況を認識させ、課題を克服するための援助が得られることを実感させることで、更生への動機付けを高めること等が目的です。
　その具体的内容の一つである「対話実践」に、オープンダイアローグの手法や考え方を導入しております。
　こちらの写真は、広島刑務所のリフレクティングルームで行っているオープンダイアローグの手法を用いた対話実践の状況を職員で再現したものです。
　広島刑務所では、観葉植物を置き、軟かな照明の中、職員とソファに座って話ができるように配慮し、リラックスした環境で対話できるようにしています。
　対話の時間はおおむね１時間程度かけて行っています。



　所内では、対話実践推進プロジェクトチームを設置して、先行している他の刑事施設や外部の勉強会等への参加を推進したり、施設内で勉強会を開催することとしています。

今回、対話実践を通じた処遇の展開が推進されますが、監獄法下から刑収法下へ移行したぐらいから受刑者と職員の対話が制限的になったという印象があります。私が思うには、このあたりは、過剰収容のため受刑者と話をしている余裕が無いことや、暴力団関係者を含めた処遇困難者がたくさん在所しており、篭絡等の事故に繋がりかねない状況から、止むを得なかったのかもしれません。

それは、現在においても同じで、「誰でも」、「何時でも」、「何処でも」、「何でも」、受刑者と話をして良い訳ではないと考えます。受刑者処遇に長けた指定された人が、監督者の監督のもと、決められた場所・時間で話を聞き、決して一職員が勝手に私語をするものではないと、若年の職員には指導しています。

エの社会復帰支援についてです。

従来、刑務所在所中に出所する受刑者の社会復帰支援を行っていなかった訳ではありませんが、令和５年１２月から受刑者に対する社会復帰支援の実施が刑事施設の長の責務と明文化されました。これにより、従来にも増して支援の内容を一層充実化して、組織的、体系的に円滑な社会復帰支援を行うこととなりました。

多職種連携によるチーム処遇の実施についてです。



高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、刑事施設の長の直轄に設置された「個別支援処遇推進チーム」による多職種の職員でのチーム処遇を実施しております。対象受刑者は、知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者などです。従来の集団として管理し、処遇するのと違い、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が行えるというものです。

当所においても、従来から勤務する作業専門官、教育専門官、心理専門官に加え、社会福祉専門官、就労支援専門官、作業療法士、理学療法士、医師、看護師等の様々な専門職が連携してチーム処遇を行っています。各種専門職からの専門的な知見に基づく意見は、我々刑務官が持っている経験や知識には無い視点からのものが多くあり、この多職種連携による会議の席上で処遇が困難な受刑者の処遇方針や処遇要領を決定することも多くあります。

出所後の生活を円滑に行わせるために重要であるのが「就労」です。当所では、常勤として就労支援専門官が在籍しており、ハローワークの職員も派遣していただいています。さらに、メタバース空間を利用した受刑者が参加する就労支援説明会を実施するなどして、在所中の企業内定を獲得しています。

福祉的支援では、高齢や障害により就労が難しかったり、帰る住居が無い受刑者を支援しています。

当所では、２名の常勤の社会福祉専門官と２名の非常勤の社会福祉士の４名が勤務しており、早期に個々の受刑者の支援ニーズを把握して、そのニーズに合った支援を行っています。特に、地域生活定着支援センター等の関係機関、高齢者施設、障害者施設等の施設職員と調整を行ったり、在所中の障害者手帳取得に向けた調整を行うなど、出所後の福祉サービスを社会へ繋いでいただけるのは、従来であれば刑務所へ戻るしかないような受刑者にとって、とてもありがたい存在です。

他にも出所後に入所する養護老人ホームでの事前体験や電動車いすの使用方法を試すなどして、出所後の生活を円滑に行えるよう支援しています。

オの被害者等の心情等の聴取・伝達制度です。



これまでも、受刑者に対し、自らの犯罪に対する反省や悔悟（かいご）の情を深めさせるためには、被害者や遺族等の被害に関する心情やその置かれている状況、加害者である受刑者の生活及び行動に関する意見について、正しく理解させることが極めて重要であるとして、特別改善指導の一類型として「被害者の視点を取り入れた教育」を実施するなど様々な取組を実施しています。

今回の改正では、受刑者処遇の充実を図る一環として、被害者等の被害に関する心情、その置かれている状況又は加害者である受刑者の生活及び行動に関する意見を刑事施設において聴取する仕組みを設けるとともに、刑事施設の長は、処遇要領の策定及び矯正処遇の実施に当たって、被害者等自身から聴取したものを含め被害者等の心情やその置かれている状況、そして受刑者の生活及び行動に関する意見を考慮することとされました。

続いて、アクションプランについてお話しします。

皆様もご存じかもしれませんが、令和４年８月に名古屋刑務所職員による暴行・不適

正処遇事案が発覚しました。その２か月前の同年６月１３日に「刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号)」が成立しております。

そこで、同様の不適正処遇事案を防止するため、また、来るべき拘禁刑の下で、刑事施設が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰のための処遇を更に進めるために第三者委員会から提言がなされ、それを実現するためにアクションプランが設けられました。

アクションプランは大きく次の７つの項目が掲げられていますが、今日は、その中の（２）の組織風土の変革についてお話しさせていただきます。



刑事施設という公安職の職員が働く場所では、階級があり、順位が明確にされています。しかし、そのためにどうしても上意下連という構造が成り立ちがちで下の者からの意見や相談がし難い環境で、心理的安全性の低い職場環境だったかもしれません。後ほどお話ししますが、現在、当所では私や矯正処遇首席と５人程度の工場担当職員とで対話型の小さな研修会を実施しています。ここでは、私も本音で話をするし、担当職員も疑問や不安を口に出して話をすることでお互いを知れる風通しの良い環境に繋がるとものと考えています。

その中で特徴的であったのは、年配者は拘禁刑移行や改善指導、対話実践に消極的な人が多いのに対し、若い職員は積極的な人が多く、受刑者との対話実践や改善指導に関わりたいという気持ちを持った職員が多かったということです。若い職員は、受刑者の矯正処遇にやりがいや興味を持っていると思いました。

また、上司部下の関係においても、「さん付け」や「役職名」で呼ぶように心がけたり、「懲役」などの俗語や隠語を皆で注意しながら自粛しており、最近ではほぼそのような言葉を使っているのを聞いたことがありません。

さらに、施設には、メンタルヘルス相談員が配置され、職員の相談に乗る体制も構築されています。

また、対被収容者に対しては、呼び捨てを禁止し、「さん付け」とし、受刑者が移動する際、連行と言いますが職員の号令に従って手足を揃えて移動していましたが、現在は、整列する時などに職員が号令をかけますが、移動の際は号令をかけることなく、手足を他者と合わせることなく歩いて移動しています。

受刑者に対する呼び捨てについては、現場で呼び捨てしている職員を見ることはなくなりました。また「さん付け」で呼ぶと、なぜかその後の言葉が丁寧な言葉になるの

で職員が乱暴な言葉を使うことがなく、受刑者との無用なトラブルが減ったような印象を受ける一方、このような処遇を自らの処遇の緩和につなげようと目論む受刑者は、不服をたくさん申し出たり、乱暴な物言いをする者もいます。今のところ、その効果は何とも評価できません。

一方職員は「識別票」を胸に付けるようになりました。

今のところこの識別票を付けたからと大きな変化は無いように感じています。何故なら、受刑者は職員の名前を知っていることが多いので識別票の有無については影響が少ないように感じます。ただ、これは再犯者の多い広島刑務所だからかもしれません。参考までに私は３番なのですが、受刑者に「○○さん」と呼びかけると「あなた３番さんですか」と返答され、微妙な感じはしましたが、たぶん、広島刑務所の多くの受刑者は「部長さん」とか「２本線の偉いさん」という言い方で特定しているのだと思います。

ここまで、矯正の現状を踏まえた、拘禁刑移行等により新しい時代に期待される刑務所・刑務官について話をさせていただきました。

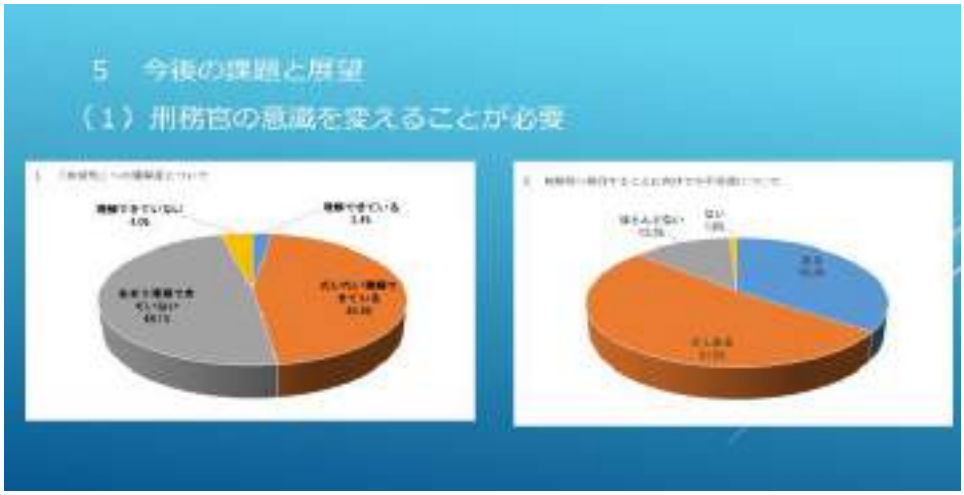
しかし、すべて万事うまくいっているかと言うとそうでもありません。

なにせ、長い歴史の中で培われた組織の風土や刑務官の意識は、いくら法律、組織、設備、処遇技法等を整えても、受刑者を直接処遇する刑務官が拘禁刑へ移行する理由を理解し、考えを変容させ、実践していかなければ、「仏作って魂入れず」になりかねません。

そこで、これからは、現在の課題と今後の展望についてお話します。

課題は、ここに書いてあるように、１つ目は「刑務官の意識を変えること」、２つ目は「社会への説明と理解をしてもらう努力が必要」です。

こちらは、本年５月に当所職員に対する拘禁刑についてのアンケート調査結果です。



向かって左側の円グラフは、拘禁刑の理解について表しているものです。

黄色が「理解できていない」、グレーが「あまり理解できていない」と回答した人の割合を示しています。

これらを合計すると５２．１パーセント存在します。

次に向かって右側の円グラフは、拘禁刑へ移行することについての不安について表しているものです。

青色が「ある」、オレンジ色が「少しある」と回答した人の割合を示しています。こ

れらを合計すると８６．５パーセント存在します。
拘禁刑へ移行したばかりとは言え、理解していなかったり、特に不安と感じる職員の多さが特徴的だと思いました。
先ほどお話ししたとおり、このアンケート結果を受け、先月から、拘禁刑移行後の刑務所・刑務官の在り方について、５人程度の少人数での研修会として、疑問や不安に思うことを遠慮なく発言できる機会を設けた対話型の研修を実施しています。
その中では、「施設の規律秩序が維持できなくなるのではないか」、「受刑者に押されていると感じる」などの負の感情を抱く職員もいれば、「受刑者と対話することでトラブルが減った。」と対話実践を通じた処遇を実践していきたいと述べる者もいます。
そして、その研修会でまず話すのが、刑務所・刑務官の役割・仕事は、受刑者を「罰として刑務所に拘置して作業を行わせる」から、「受刑者に罪に向き合わせて反省させ、円滑に社会復帰させることで再犯を防止し、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を作るための矯正処遇等を行う」というのが、これからの刑務所・刑務官の役割・仕事だということ、懲役刑から拘禁刑へ、刑罰の執行から更生へと社会が期待する刑務所・刑務官の役割が変わったということです。
懲役刑では、犯した罪に対する刑罰の執行（償い）に重点が置かれていたものが、拘禁刑では、受刑者の改善更生を通じて再犯を防止するという特別予防的な点に重点を置いた刑罰になりました。犯した罪に対する償いという考えが無くなった訳ではなく、犯罪被害者に対する反省や悔悟（かいご）の情を深めさせることは当然必要であり、犯した罪に対する応報的な罰であるという点にも変わりはないと話しています。
そして、応報的な刑罰であった作業から再犯を防止するための矯正処遇としての作業へと目的が変わり、円滑な社会復帰をするための受刑者への働きかけである多種多様な改善指導に重点を移したものに変わったと話しています。
加えてその研修の中で、本年度の当所矯正処遇部の取組指針を「温故知新」とすると話をしています。
なぜ、温故知新かと言いますと、従来、少なくとも私が担当や主任をやっていた頃は、受刑者のことを興味をもってよく見て、相談に乗り、話を聞き、指導し、時には叱りもしました。そういった中で受刑者からの信頼を得ることができ、受刑者の自発的な気持ちの行動として、保安上の事故を未然に防いだり、日々の作業や指導にも真面目に取り組ませることが出来たんだと思っています。
過去には、受刑者から逃走計画を立て逃走に使う道具を作っている者がいることを知らせてくれたり、出入り業者を篭絡してたばこを入れさせようとしていることを知らせてくれたり、隠されたハサミやカッターナイフの在りかを知らせてくれたりして、大きな事故を未然に防ぐことができました。そこには、日々勤務する刑務官に対する受刑者からの尊敬や信頼関係がないと成されないものです。
そして、それはいつの時代でも変わらないものですが、ただ、時間の経過により、人の感情や感じ方も変わります。昔の手法がそのまま現在でも通用するとは限りません。社会の評価というか世情や時代の流れを敏感に感じ取り、今の時代に合わせた処遇を展開する必要があり、その手法として対話実践等の新しい手法も取り入れていかねば

ならないと話しています。今までやってきた処遇というのは間違っていた訳ではなく、ただ、今の時代に合った処遇に進化させるという趣旨から、「過去の事柄や知識を学び返し、そこから新たな知識や理解を得て、今の時代に合った処遇を展開する。」、まさに「温故知新」を現在の指針として最も適していると説明しています。これは、何もかも新しくなり、今までの処遇を否定されると感じている年配の方に自らをアップデートして欲しいという思いを込めて話しています。

それと業務指針に加え、常に意識して欲しい考え方として次の２つの言葉を指導しています。

一つ目、「心による処遇」です。これは、公益財団法人矯正協会が発行している月刊誌「刑政」本年４月号に法務省大臣官房大竹審議官が巻頭言の表題として書かれた言葉です。

そこには、「ベテラン職員は、極めて限られた人員であることに加え、ほぼ丸腰にもかかわらず、怯（ひる）むことなく、冷静沈着、凛（りん）とした態度で受刑者と正面から向き合い、その心を掴んで動かそうと、日々、内心に訴えかけていた。その姿勢の根源には、受刑者一人一人の改善更生を信じる強い信念に支えられた「心による処遇」があり、規制や強制という、いわば「力による処遇」だけでは、受刑者の心は動かないことを肌で感じていたのであろう。私が刑務官として若かった頃、憧れの存在であった「おやじ」と言われたベテラン職員は、どの時代においても、矯正にとって大きな存在であったことに今更ながら痛感する。」とあります。

拘禁刑へ移行し、今までと全く変わると悲観的に思うのではなく、「おやじ」と呼ばれていた時代を思い出して、今の時代に合った処遇を行えば良いのだと話しています。

そして、二つ目は、近江商人の経営哲学の言葉である、「常に三方よし」という言葉です。



これは、売り手が利益を得て満足し、買い手が良い商品やサービスを適正な価格で手に入れて満足し、商売を通じて社会全体の幸福や利益に貢献することを言います。

つまり、売り手、買い手または双方の利益だけを追求するのではなく、社会全体の利益にも貢献するような持続可能なビジネスの在り方を示している言葉です。

これを矯正業務に当てはめると、「受刑者よし、職員よし、世間（社会）よし」、「私

よし、部下よし、上司・同僚よし」となる！三者にメリットが無いと持続しない！ということです。

受刑者に対して「さん付け」をして呼び、言葉が丁寧になったりお願い口調になり、受刑者を指導する際に以前のようにパンパン言葉が出てこなくなりました。しかし、注意指導すべき場面では毅然とした態度で時に厳しく指導することは、当該受刑者の矯正処遇上必要なものだと考えていると言っています。受刑者処遇をする上で職員がひるんだり、遠慮することがあっては、施設の規律秩序を維持できず、この三方よしにはならない。必要な指導はその指導が受刑者のためか、社会が認めるものかを基準にして指導すれば間違いない。なので遠慮せず指導するように指導しています。

もう一つの課題が、社会への説明と理解を促す責任です。

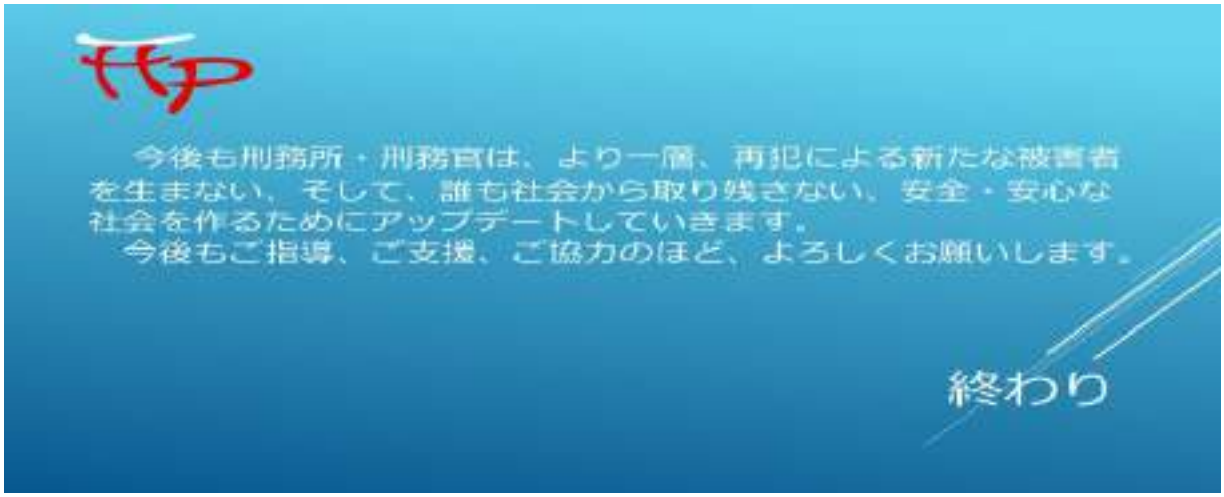
職員の意識が変容し難い一つの要因に国民が期待する刑務所・刑務官の役割にあると考えます。

最近はＳＮＳが普及し、新聞やテレビのコメンテーターだけでなく、一個人の意見がダイレクトに読むことができます。今回の法改正のコメントについても批判的なものが多く、これらを読むと「刑務所は受刑者を甘やかしていると言われるのではないか？」、「被害者や遺族の感情を思うと受刑者には厳しく接しないとダメなのではないか？」と「犯罪に対する応報刑的」な意味合いが強く求められると思ってしまうと職員が躊躇するのではないかと思います。

拘禁刑下では、刑罰を応報刑的な目的だけでなく、受刑者の改善更生を通じて再犯を防止するという特別予防的な点に重点を置いた罰であるということを広く国民に理解を促すための説明を刑務所・刑務官が行っていくことが重要であると考えます。

それがひいては、矯正行政に理解、興味を持っていただき、応援してもらうことで、職員の意識の変容も促進されるものと思います。

そのためには、従来の施設参観や矯正展に加え、対話型施設参観により、地域の人と一般職員が直接対話する機会を設けて、刑務所のことや矯正処遇等の仕事のことについて対話を通じて理解していただき、加えて、マスコミ等の取材を積極的に受け入れ、刑務所、刑務官、刑罰、矯正処遇等々を広く国民知らせ、理解していただき、国民からの支援に繋げる努力が重要であると考えます。そして、それは、何よりも受刑者が出所後に受け入れられやすい社会を作ることに繋がるものと思います。



記　念　講　演

出会いで未来が変わる・変えられる

～救えたはずの命から託された願い～

スクールカウンセラー/保護司
元福岡県警察少年サポートセンター公認心理士
安　永　智　美



1. はじめに

「ぼくは、生まれてきてもよかったのですか？」当時中学２年生男子の言葉です。

私は、これまで県警少年サポートセンター(前職)で、現在は学校現場においてスクールカウンセラーとしていじめや虐待、非行等の子どもの人

権を傷つける問題を抱える子ども達と出会いました。

今回、子どもの命・未来を守るために私達大人に求められていること、できることは何かについて、当事者の声をお伝えしながら皆様にご提唱させていただきたいと思います。

2. 救えたはずの命から託された願いを叶えるために

○　言葉に出来ない SOS

○　非行・問題行動「根っこ」とは

○　出会いで未来が変わる・変えられる

3. 虐待、いじめ、非行等の問題を抱えた当事者の声・事例紹介

○　薬物乱用と性虐待事例　　「薬物は生きる薬だった」

○　いじめ自死事例　　「お母さんは長生きしてね」

○　売春と性虐待事例　　「あいつの匂いを消したかった」

○　非行少年と虐待事例　　「ごみのように捨てられた」

4. 出会った子ども達から学んだこと

○　「許す・信じる・待つ」

○　「出会いは生きるきっかけだった」

○　心の扉を開く鍵「あなたの笑顔がみたい」

5. 終わりに

「なぜ、僕の苦しみに気づかないのか」(いじめ自死遺族 母親の手紙より)今、私たちの目の前にいる子どもたちの中に、言葉にならない心の痛みを一人で抱え、気づいてくれる「大人」を待っている子どもはいないだろうか、他者を傷つけることでしか自分の空虚な心の穴埋めができない子どもはいないだろうか、子どもたちの言葉に出来ないＳＯＳをキャッチできる大人、そして、私のパワーワード（原動力）である「あなたが動かなければ何も変わらない」、行動できる大人が求められています。

今回の研修会を通して、地域の宝であり、未来を担う大切な子供たちを守り、救うための連携・繋がりがより一層深まる機会となれば幸甚です。





自己紹介

- ○ 昭和59年9月、警察官を拝命し12年間の勤務を経て
- ○ 平成8年9月、少年問題を専門とする少年育成指導官に転身し、28年間、少年サポートセンターで勤務。
  この時、少年サポートセンターの愛称である『子どもを守るサポレンジャー・レッド隊長』として活動
- ○ 令和6年4月から、
  - ☆ スクールカウンセラー(小・中・高校を担当)
    保護司、広域講演活動

新・レッド隊長に変身!!



子どもの未来・命(心・体)に係わる問題

虐待、いじめ、性の逸脱、非行等

1 性虐待/家族からの性暴力
実父、継父、祖父等の家族による性交、わいせつ行為等

2 いじめ/命・未来を奪う犯罪
窃盗、恐喝、暴行、性暴力、名誉棄損、自殺教唆

3 性の逸脱行為/パパ活・売春、推し活
「お金が欲しかった」ではなく、真に求めているもの

4 凶悪犯罪の背景
闇社会に居場所を求める子ども達

子ども支援で必要な社会資源/ 5レンジャーは

- ☆ 地域・グリーンレンジャー(森)
- ☆ 児童相談所・オレンジ(オレンジリボン)
- ☆ 学校・ブルー(安心・信頼・コミュニケーション)
- ☆ 警察・レッド(赤色灯)
- ☆ 保護司・イエロー(黄色い羽)

私達は、子どもを守るワンチームです!!

深刻な子ども虐待

救えたはずの命から託された願い



子ども虐待

救えたはずの命から託された願い

ひなちゃん「ママ・・・バイバイ」
ゆあちゃん「もうおねがい許して」
みあさん「未来のあなたがみたい」



私たちに託された願いを叶えるために
お伝えしたいこと

☆言葉にできないSOS

☆非行・問題行動の「根っこ」

☆出会いで未来が変わる・変えられる

自分への手紙

栗原　心愛さんへ

三月の終業式の日、あなたは漢字もできて、
理科や社会も完ぺきだと思います。
十月にたてためあて、もうたっせいできましたか。
五年生になってもそのままのあなたでいてください。
未来のあなたを見たいです。
あきらめないで下さい。

栗原　心愛より 10才

☆ 言葉に出来ないSOS

潜在している被害をあぶりだす



三月の終業式を迎えることも

未来の自分を見ることも

叶わなかったみあさん・・・

「未来の自分が見たい　あきらめないで下さい」

みあさんの願いは、私たち大人に託された願いとして

受け止めたい

子どもの性虐待の被害開示率

○　親が加害者→　22%
○　親以外が加害者→89%
※　被害開示をサポートする存在
(あり66%、なし20%)

「実務における司法面接の課題:非開示にどう取り組むか」仲真紀子(2017)

一次予防の意義
予防教育は、命を守る先制活動

○知識はお守り・薬物の害、SNSの危険性等
○ 心を揺さぶり被害、加害をあぶりだす
○ 言葉にできなかったSOSが出せる機会
○規範意識⇒自己肯定感を育む心理教育
○援助希求力を育む⇒「助けて」と言える力

「協同面接」前に
根ほり葉ほり聞かないで！

「詳しく話す」＝「被害の再体験」
子どもは「記憶の汚染」を招きます

✘ 協同面接（警察、地検、児童相談所の代表者聴取）で聴く前に詳しく質問しない

✓ 「誰が」「何を」で止める。
✓ 具体的な行為を例示するなどして質問しない。
✓ 「誘導」とみなされる恐れがあります。
※但し、自発的供述は止めない

リフカー研修で学びましょう！

性的虐待から自分を守る術

事例 1　薬物乱用と性虐待・中3女子

「薬物は、生きる薬だった・・・
自分で自分を守ったよ」

言葉に気を付けて！

「どうして？」「なぜ？」は
責められているように聞こえます

✘「どうして知らない人に会いに行ったの？」
✘「なぜ、助けを呼ばなかったの？」
✘「どうして逃げなかったの？」

質問する時は、
“オープンクエスチョン”を使うよう心掛ける。
「そのことについて話してください」

もしも相談されたら・・・
被害に気付いたら・・・

どうすればいいの？

「忘れなさい」って言わないで！

「忘れた方がいい」
「忘れなさい」
そんなこと言われても・・・



⊕ 一番忘れたいのは私
⊕ でも、あんな経験、忘れられるはずがない
⊕ 「なかったことに」なんてできない
忘れられない私が悪いの？

「忘れなさい」という言葉は、
被害者を追いつめてしまいます

労いの言葉を添えて！

「誰にも言えなかったけど・・・
話してよかったんだ」

- 「大変だったね」
- 「よく話してくれたね」
- 「悪いのはあなたじゃないよ」
- 「話してくれてありがとう」



勇気を出して打ち明けてくれた
ことへの労いの言葉
が大切です

大きく驚いたり、嘆いたり
しないでください。
幾回に繋がります。

命を奪ういじめの現状を知る

事例 2　いじめ自死・中学3年男子

「お母さんは長生きしてね」

ラインへの書き込み・ブロック
「死ねばいいのに」「きもい」
わいせつ画像の拡散・晒す

立件されない子どもへの性暴力

- 届けられない被害
  - 『しゃべったら写真をばらまくぞ』と脅されて
  - 「誰も信じてくれないだろう」
  - 「誰にも知られたくない」
  - 「家族を守らなきゃ・・・」
  - 「自分が悪い子だから・・・」　等



「プライベートゾーン」＋お口について
NO！いや
GO！逃げる
TELL！相談する
あらかじめ伝えておくことが大事

いじめは命・未来を奪う犯罪です

犯罪として問われる・・・

窃盗、恐喝、暴行、傷害、名誉棄損、侮辱罪

性犯罪、自殺教唆、こころの殺心

何より、被害者も加害者も

生涯背負う苦しみ、悲しみ

子ども間の深刻な暴力・いじめ

被害者家族から託された願い



被害児が相談できない訳とは

「話さない」ではなく「話せない」

○「心配かけたくない」→「心配かけていいんだよ
あなたを守るためにいる」

○「大人を信じられない」→見極め方は・・・
バッタータイプとキャッチャータイプ
多いのは、ピッチャータイプ



子どもの性被害・加害の実態

次世代に繋がる生教育

事例 3

出産と離別・中学校2年女子

「いつか伝えたい
生まれてきてくれてありがとう」

① 子ども達の性に関する意識・現状とは

【性行為について】
・ 中学校でのある質問への割合「197対3」
「今時好きならフツー」「相手から好きならできるやろって言われて断れる子、いないと思う」
「好きなら子どもでも悪い事って思っていない」
「親が隠しているアダルトビデオを観て知った」
「漫画やドラマ、先輩や友達の話を聞いて知った」等

・ どこまですすむ性の逸脱行為の低年齢化
小学生のふで箱に避妊具(イチゴ、バナナ味)
妊娠・出産・強姦例も
・ 中・高校性男女のDV問題・・・支配は愛ではなく「暴力」

性被害・加害を生まないために
性教育は「生教育」です

○ 子どもたちの心の声⇒ 大人は無責任だ!
「もっと早く聞きたかった・知りたかった」
「もし、知っていたら・・・断れた、拒否できた」
「なぜ!!大人は教えてくれないの?」⇒問題提起

○ 性教育のすすめ
自分や相手を傷つけない「知識」や「術」を得られる
「寝た子を起こすな!」⇒「起きてます!!」

※ 大切なことを教えてくれる大人を求めています

※ 家庭での性教育は、自尊感情を育むこと
適切な心と体のスキンシップも性教育です

② 子どもの性に関する意識・現状とは

【性行為の場所】
・ 親が留守の家・公園やスーパーの多目的トイレ・街頭の死角・カラオケ店は最高

【性教育について】
・「あったかな?生理の話?あまり覚えていない」

【妊娠や性病・避妊について】
・「よくわかんない。でも自分は大丈夫!」
・「つけるのがめんどくさい」「買うのが恥ずかしい」
・「中だしはやばいけど、外だしは大丈夫!」

サイバーパトロールの現場から

○ パパ活・ママ活(援助交際)とは・・・
性行等の代償として金品を求める行為
SNSに書き込み⇒「ホ別3 JK・JC・JS」
「デートO. 45+大人5」
○ 危険性・・・売春・児童ポルノ・恐喝・暴行被害
○ 最初は、「お金が欲しかった、ただそれだけ」

「話を聴いてくれる」「認めてくれる」
「褒めてくれる」「一緒にいてくれる」

性的虐待を生き抜く代償行為

事例 4

売春と性的虐待・高校2年女子

「あいつの匂いを消したかった」

～出会いは、生きるきっかけだった～

約8割の虐待を受けた子どもに対する調査（平成28年度厚生労働省データ）

体罰により、
一時的に、親の命令に従う効用がある
一方で、
長期的には ① 攻撃性が強くなる
② 反社会的行動に走る
③ 精神疾患を発症する

マイナス面が立証！

2008. 熊本大学とハーバード大学との共同研究

2008. 熊本大学とハーバード大学との共同研究

『虐待によるストレスが脳の成長を阻害するため、
子ども時代に虐待を受けると、脳の容量が小さくなる』

性的虐待 →『視覚野が小さい』
暴言を受けた子 →『聴覚を司る部位が変形』
体罰（棒でたたかれる等）→『前頭前野部の容量萎縮』

☆ 非行・問題行動の根っこ

非行と子ども虐待



【虐待被害児症候群】

自己肯定感の低さ・性化行動
他人への不信感・性非行
怒り、憤激、不安、恐怖
事故壊滅行動・自傷・自殺企図
行動の行きすぎ・低下
新しい関係性を作ることへの恐怖
学校での問題・不登校
気持ちの落ち込み
フラッシュバックや悪夢
薬物・アルコール
家出

「実務における司法面接の課題-非開示にどう取り組むか」仲真紀子(2017)

少年院在院者への調査
～非行少年は「不幸少年」～

○家庭内で虐待経験 約8割(79.6%)
○家族以外の第三者からの暴力等の被害経験 6割(60.1%)
○第三者からの性的被害経験
男子 約2割(17.7%) 女子 6割(61.4%)

○被害当時してほしかったこと（気付いてもらえてない 助けてもらえていない）
➢「話を聞いてほしかった」(32.1%)
➢「相手を止めてほしかった」(29.8%)
➢「つらい体験をしていると気付いてほしかった」(28.0%)
➢「逃げられる場所がどこにあるのか教えてほしかった」(21.1%)
➢「自分の話を信じてほしかった」(15.6%)
➢「かくまってほしかった」(15.6%)

羽間京子「少年院在院者の被虐待体験等の被害体験について」(矯正教育研究62巻15－16頁、18－19頁)(2017日本矯正教育学会)

子どもの非行・問題行動は

大人へのSOS

凶悪犯罪の根っことは



子どもをとらえる視点

問題を抱えている子ども

困っている子ども・不幸少年

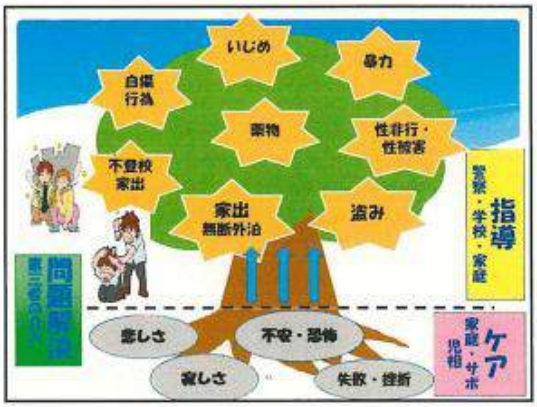
リフレーミング
見方を変えて味方になる

暴力団と関係を持った少年たちの声

事例　5

闇バイト・暴力団加入　　17才無職少年

「俺ね・・・
ごみのように捨てられた」



背景を知ること。

心に耳をかたむけること。



立ち直り(更生)に必要な

支援の3本の矢

※　1本でも欠けないことが大切!!

「自尊感情」が健全育成のお守りになる！

自尊感情～
『自分は大切な人間で生きている価値がある』という気持ち



出会った子供たちから学んだこと

三つの苦行　～許す・信じる・待つ～

「出会いは生きるきっかけだった」

心の扉を開くかぎ～あなたの笑顔が見たい～

自尊感情・自己肯定感を育むために

大人に求められること

"聴く＝共感(喜び・悲しみ・怒り)

"誉める(凄いね!) ⇒ 親の笑顔

"叱る＝教える(我慢・待つ・守る)"

"伝える ⇒ 感謝「ありがとう」"

※ 成功体験の積み重ね→自信、達成感

☆ 出会いで未来が変わる・変えられる

「支えられる側から、支える側へ」





「出会いで未来を変えられる」

信じる原動力は出会った子ども達・・・

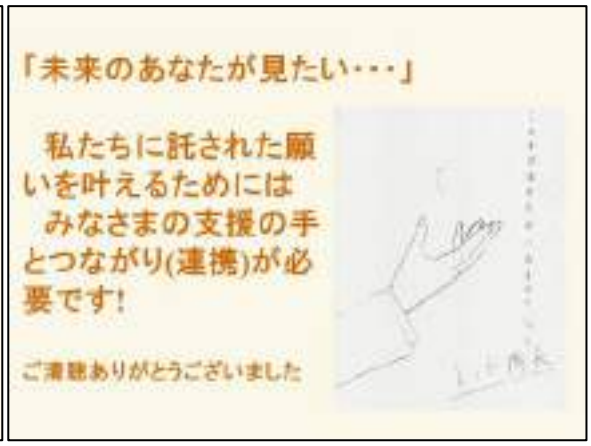
私自身のパワーワードを贈ります

Nothing will work unless you do.

あなたが動かなければ

何も変わらない。





安永先生から、講演内容については、個人情報等の観点から記録誌の掲載は遠慮して頂きたいとのことでしたので、掲載が出来ません。

御了承願います。

しかしながら、安永先生から、掲載可能な資料を送付して頂いたので、代わりにその資料を掲載しております。

次期開催県挨拶

岡山県教誨師会会長　　村　上　明　道



次年度でございますが、令和８年度になりますが、研修大会でございます。岡山県教誨師会が担当致します。日程は令和８年７月８・９日でございますので、実りある研修としたいと思っており、大勢の皆様方に御参加頂きますようお待ちをしております。

岡山は瀬戸内海の美味しいものも一杯あります。また、お酒もビールも焼酎もワインもそして、ウイスキーもそれからブランデーも十分に準備しておりますので、どうぞ、大勢の御参加をお待ちしております。

どうもありがとうございます。

閉会の辞

広島県教誨師会副会長　中　尾　信　一



本日は、お暑い中を遠くから近くからこうして沢山の方にお集まり頂いて、幸いな研修会の時を持つことが出来た事を心から感謝致します。

講演では本当に良い講演を頂き、また、最後にはですね、心熱くなる講演を頂いて、また、これからも私たちそれぞれのところで、教誨に頑張っていきたいとそう思わせられたところでありました。

では、以上を持ちまして、第３１回中国矯正管区教誨師研修会お開きとさせて頂きます。

どうも、ありがとうございました。

総合司会

広島刑務所教誨師会会長　前　田　教　夫





